

指定介護予防サービス等の事業の人員、設備、運営等に関する基準等を
定める条例の一部を改正する条例

指定介護予防サービス等の事業の人員、設備、運営等に関する基準等を定める条例（平成 25 年神奈川県条例第 21 号）の一部を次のように改正する。

第 233 条第 2 項中「いう。）、」の次に「指定地域密着型サービス事業者（法第 42 条の 2 第 1 項に規定する指定地域密着型サービス事業者をいう。）、」を加え、同条第 3 項中「指定通所介護をいう。以下同じ。）」の次に「、指定地域密着型通所介護（指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準（平成 18 年厚生労働省令第 34 号）第 19 条に規定する指定地域密着型通所介護をいう。以下同じ。）」を加え、同条第 4 項第 2 号中「指定通所介護」の次に「若しくは指定地域密着型通所介護」を加える。

附 則

この条例は、平成 28 年 4 月 1 日から施行する。